

| 部局名称 | 事業名称 | 細事業名称 | 本年度事業費 (千円) | 本年度県費 (千円) | 事業概要(目的) | 政策体系名称 |
|-------|--------------|------------------|----------------|---------------|--|---------------|
| 県土整備部 | 道路啓開対策事業費 | 県単公共事業(道路啓開対策事業) | 540,000 | 35,000 | 災害時に孤立化が想定される地域の援助・救援を行う道路を確保する。 ①啓開マップ作成事業(H23実施済み) ②着手段階確保事業(H24実施済み) ③啓開基地整備事業 ④道路強化事業 | 防災・減災対策の推進 |
| 県土整備部 | 県単水防事業費 | 県単水防事業費 | 15,150 | 14,850 | 水防計画の作成水防資材の補給水害統計調査の実施水防演習費用 | 防災・減災対策の推進 |
| 県土整備部 | 建築基準法施行費 | 建築物地震対策促進事業費 | 1,148 | 1,123 | ○建築物応急対策 1応急危険度判定土育成事務 2応急危険度判定士の認定・登録事務 3応急危険度判定支援事務 4応急危険度判定の普及啓発 ○建築物耐震化の普及対策 1建築物耐震化の普及啓発 地震による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の地震に対する安全性の向上を図る必要があることから、不特定多数の者が利用することから、不特定多数の者が利用する大規模建築物等に対する耐震診断費及び耐震改修費の補助を行う。 | 防災・減災対策の推進 |
| 県土整備部 | 建築基準法施行費 | 大規模建築物耐震対策促進事業費 | 179,113 | 179,113 | 「自助」共進川による耐震化の気運を高めるため、次の制度を普及促進して、住宅の耐震性向上をはかり、近い将来に発生が予想される大地震に備え、安全安心な住まいづくり、まちづくりを行います。 ①大造住宅耐震診断等補助事業 ②木造住宅耐震補強設計補助事業 ③木造住宅耐震補強工事補助事業 | 防災・減災対策の推進 |
| 県土整備部 | 住まい安心支援事業費 | 待ったなし！耐震化プロジェクト | 180,060 | 151,560 | ・災害を未然に防止するため水防情報提供事業を行う。(浸水想定区域図作成) ・事業再評価に係る資料の作成を行う。 ・地震発生時の速防の耐震性検討を行うため、その基礎調査を行う。 | 防災・減災対策の推進 |
| 県土整備部 | 河川調査費 | 県単公共事業 | 250,000 | 100,000 | 市町国補河川事業に対する指導監督費 ●負担区分 宮川ダム管理を行う。 ●負担区分 財源積算10/10 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 市町村河川事業指導監督費 | 市町村河川事業指導監督費 | 1,840 | 0 | 市町国補河川事業に対する指導監督費 ●負担区分 宮川ダム管理を行う。 ●負担区分 財源積算10/10 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 宮川堰堤管理費 | 宮川堰堤管理費 | 27,204 | -1,920 | ・宮川ダムの各種設備の維持を行う。 ・平成24年5月に被災した宮川ダムゲートの災害復旧に併せて、ゲートの改良整備を行う。 君ヶ野ダムの管理を行う。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 君ヶ野堰堤管理費 | 君ヶ野堰堤管理費 | 14,361 | 11,145 | ●負担区分 財源積算県(治水)77.6%企業庁(治水)22.4% | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 君ヶ野堰堤維持費 | 県単公共事業 | 60,800 | 16,181 | 君ヶ野ダムの各種設備の維持を行う。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 滝川ダム管理費 | 滝川ダム管理費 | 4,661 | 4,605 | ●滝川ダムの管理を行う。 ●負担区分 財源積算県(治水)98.8%伊賀市(治水)1.2% | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 滝川ダム維持費 | 県単公共事業 | 11,200 | 11,066 | 滝川ダムの各種設備の維持を行う。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | ダム対策費 | 新丸山ダム建設負担金 | 5,990 | 5,990 | 都市化の進展に伴い治水利水事業等の早急な整備拡充を図るため、新丸山ダム建設(計画)が進められている。これら事業の円滑な実施を図るためには調整業務が必要であり、これに要する経費である。 ・堤高122.5m堤頂長382m ・集水面積2.409km ² | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 治水ダム建設事業費 | 公共事業 | 160,500 | 500 | 二級河川加茂川及び鳥羽河内川の氾濫防止と流水の正常な機能の維持を目的として、鳥羽河内川に治水ダムを建設するための調査測量等を行う。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |

| | | | | | | |
|-------|-----------------|-----------|-----------|---------|---|---------------|
| 県土整備部 | 県単河川局部改良費 | 県単公共事業 | 1,056,000 | 113,000 | 一般河川指定区間及び二級河川について、国庫補助事業の採択規模に満たない局所的な改良工事を行う。 ・平成23年9月の台風12号及び平成24年9月の台風17号、平成25年9月の台風18号等により甚大な被害を受けた河川を中心に河口部の堤防・水門・排水機場の耐震化・浸水対策等を行う。 ・平成23年9月の台風12号及び平成24年9月の台風17号、平成25年9月の台風18号等により甚大な被害を受けた河川の堤防補強、護岸工事等を行う。 ・豪雨による出水安全に流下させるため河道掘削等により河道断面の拡大を図る。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 直轄河川事業負担金 | 直轄河川事業負担金 | 3,184,000 | 0 | 一般河川指定区間外における河川改修及びダム建設について、国が直轄施工する事業に対する負担金。 一般河川及び二級河川の改修事業を実施することにより、洪水等の災害を防止し、流水の効率的利用を図る。河川の流下能力向上を図るとともに、東海・東南海・南海地震の発生が懸念されるため、耐震性能を備えた堤防の整備や河口部の堤防 ・水門・排水機場の耐震化を図る。河川管理施設の更新事業費の最小化を図るため、長寿命化計画の実施する。ダム本体、放流設備、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うことにより、ダムの機能回復や向上を図る。流域単位の原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報提供等のソフト対策を行う。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 河川整備交付金事業費 | 公共事業 | 2,441,910 | 5,774 | ・護岸工、橋梁架け替えに伴う費用負担・変知果や吸草果と共有する排水機場の長寿命化計画に基づく運命化工事、耐震調査、耐震補強設計の実施 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 河川整備交付金事業費 | 受託事業 | 315,600 | 0 | ・護岸工、橋梁架け替えに伴う費用負担・変知果や吸草果と共有する排水機場の長寿命化計画に基づく運命化工事、耐震調査、耐震補強設計の実施 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 砂防調査費 | 砂防調査費 | 50,195 | 50,195 | 流域一環の砂防計画作成に要する調査及び翌年度国補申請に要する調査・測量を行う。 ●財源県費10/10 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 県単通常砂防費 | 県単公共事業 | 155,000 | 13,000 | 国補事業の対象とならない小規模な施設の整備により、下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守るため護岸工、流路工等を実施する。 国補事業の対象とならない小規模な急傾斜崩壊危険区域域内の自然がけに対し、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地の崩壊防止施設の設置その他の急傾斜地の崩壊を防止する工事を実施する。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 県単急傾斜地崩壊対策費 | 県単公共事業 | 122,000 | 600 | 急傾斜地崩壊危険区域域内の自然がけに対し、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地の崩壊防止施設の設置その他の急傾斜地の崩壊を防止する工事を実施する。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 直轄砂防事業負担金 | 直轄砂防事業負担金 | 56,000 | 0 | 国が直轄施工する砂防事業に対する負担金 【施行区域】木津川上流部(三重・奈良県内)揖斐川上流部(岐阜県内) 【事業内容】ダム工、流路工等 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 県単急傾斜地災害緊急対策事業費 | 県単公共事業 | 45,000 | 500 | 急傾斜地崩壊対策事業により設置された施設が被災した場合は、土木施設災害復旧で、また災害関連緊急事業の採択基準に合ったものは補助事業として採択されるが、小規模な崖崩れ等の場合に緊急な救済措置がなかったため、地域住民、人家及び公共施設等に被害のあった小規模な崖崩れ箇所の際急的な対策工事を行い、急傾斜地危険箇所の整備を図り地域住民の安全を確保する。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 砂防激甚災害対策特別緊急事業費 | 公共事業 | 430,500 | 0 | 土石流等により激甚な災害が発生した一連地区の荒廃・漂流に対し、再度災害を防止するため、一定期間内に一定計画に基づき対策工事を実施する。 ●財源国5.5/10一部県費 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 特定緊急砂防事業費 | 公共事業 | 52,500 | 500 | 土石流等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区について、被害をもたらした同規模の土石流等が再び起こる緊急的に施設整備を実施する事業 ●財源国1/2一部県費 | 治山・治水・海岸保全の推進 |

| | | | | | | |
|-------|------------------|------------------|-----------|----------|---|---------------|
| 県土整備部 | 砂防整備交付金 事業費 | 公共事業 | 2,837,360 | 185,260 | ・通常砂防事業(国1/2一部県費)土石流対策のための堰堤設置工事や漂流保全工事を実施する。 ・急傾斜地崩壊対策事業(国1/2一部県費、地元負担金1/5～1/20)急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し擁壁工事や法面工事を実施する。 ・砂防等調査事業(財源国1/3、県2/3)土砂災害警戒区域等の指定にむけた基礎調査を実施する | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 海岸調査費 | 海岸調査費 | 71,500 | 16,500 | 津波、高潮、波浪その他地盤の変動等による被害から未然に海岸を防護し、国土の保全を図ることを目的とする。海岸堤防の空洞、地下の実態並びに茨州の移動状況等の調査を行う。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 県岸海岸局部改良費 | 県単公共事業 | 723,000 | 58,000 | 津波、高潮、波浪その他地盤の変動等による被害から未然に海岸を防護し、国土の保全を図ることを目的とする。海岸保全施設の改良及び補強工事を行う。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 井田海岸緊急保全事業費 | 県単公共事業 | 182,000 | 15,000 | 調査が激しい井田地区海岸を緊急に整備し、安全性の確保を図る。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 海岸高潮対策(海岸)費 | 公共事業 | 1,097,300 | 2,300 | 津波、高潮、波浪その他地盤の変動等による被害から未然に海岸を防護し、国土の保全を図ることを目的とする。海岸保全施設の改良及び補強工事を行う。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 海岸整備交付金 事業費 | 公共事業 | 113,900 | 900 | 高潮等による被害から海岸を防護するため、護岸工、堤防工等を行う。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 直轄港湾事業負担金 | 直轄港湾事業負担金 | 407,500 | 7,500 | 港湾海岸における国の直轄港湾事業に対する負担金。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 海岸侵食対策(港湾)費 | 公共事業 | 305,800 | 1,800 | 侵食による被害から海岸を防護するため、護岸工、離岸堤工、消波工等を行う。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 海岸高潮対策(港湾)費 | 公共事業 | 348,300 | 1,300 | 高潮による被害から海岸を防護するため、護岸工、離岸堤工、消波工等を行う。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 県単災害関連推進事業費 | 県単公共事業 | 105,000 | 12,000 | 紀伊半島大水害で被災した施設の災害復旧及び改修について、再度災害防止のための改良事業を行う。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 河川災害関連事業費 | 公共事業(防災対策事業) | 56,070 | 3,035 | 再度災害を防止するため、災害復旧事業費に改良費を加えて実施する改良事業。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 河川災害助成事業費 | 公共事業 | 179,364 | 9,682 | 再度災害を防止するため、災害復旧事業費に改良費を加えて実施する改良事業。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 市町村災害土木復旧指導監督費 | 市町村災害土木復旧指導監督事務費 | 64,850 | 0 | 市町村が施行する災害復旧事業にかかわる指導監督に要する経費 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 平成24年災害土木(建設)復旧費 | 災害復旧事業費 | 273,916 | 9,215 | 平成24年に発生した公共土木施設災害の復旧事業 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 平成25年災害土木(建設)復旧費 | 災害復旧事業費 | 1,315,800 | 26,370 | 平成25年に発生した公共土木施設災害の復旧事業 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 平成25年県単災害土木復旧費 | 県単建設災害復旧費 | 200,000 | 0 | 県単公共土木施設災害の復旧 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 平成26年災害土木(建設)復旧費 | 災害復旧事業費 | 3,000,000 | 54,318 | 平成26年に発生した公共土木施設災害の復旧事業 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 平成26年県単災害土木復旧費 | 県単建設災害復旧費 | 270,000 | 0 | 県単公共土木施設災害の復旧 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 河川海岸管理事業費 | 河川海岸管理事業費 | 2,837 | -391,703 | 官民連携調査及び登記の整理水質事故対策家電リサイクル法に基づく不法投棄物の処理 ●財源積算 財産収入38,653千円 河川使用料73,731千円 水利使用料281,745千円 砂利採掘認可手数料411千円 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 河川台帳整備事業費 | 河川台帳整備事業費 | 10,182 | -54,078 | 河川法上義務付けられている河川現況台帳を整備するものである。 ●財源積算 生産物売却収入64,260千円 | 治山・治水・海岸保全の推進 |

| | | | | | | |
|-------|--------------|------------------------------|-----------|-----------|--|---------------|
| 県土整備部 | 県単河川環境整備事業費 | 県単公共事業 | 6,000 | 4,000 | 三滝川の河川敷地には戦後の混乱期に建設された住宅が存在し河川管理をするうえで障害となっているため、家屋等工作物の移転を行い河川環境を整備する。 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 砂利等採取関係取締費 | 砂利等採取関係取締事務費 | 505 | -2,107 | 砂利採取法、採石法に基づく業者登録、採取計画認可、資格取得試験及び研修会の開催、採取場指導監督を行う。また、土の採取に伴う土砂の崩壊、流出等による災害防止と採取跡地の整備を図ることにより、関係住民の安全の保持と環境保全に資する。その他、土砂災害特別警戒区域内の特定開発行為が許可を行う。 ●財源 砂利採取手数料等1,543千円 岩石採取手数料等1,032千円 砂防設備使用料37千円 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 海岸台帳整備費 | 海岸台帳整備費 | 2,000 | -40,350 | 海岸台帳の整備を行う。 海岸使用料42,350千円 | 治山・治水・海岸保全の推進 |
| 県土整備部 | 県単道路交通安全対策費 | 県単公共事業 | 522,000 | 228,000 | 交通安全施設の整備を行い交通事故の防止と交通の円滑化を図る。(一種事業)交差点改良、目歩道の設置等(二種事業)道路標識等、交通安全施設の設置 | 交通安全のまちづくり |
| 県土整備部 | 管理費 | 建設副産物情報管理費 | 1,233 | 1,233 | ・公共事業から発生する建設副産物(建設発生生物、建設発生土)の再利用を図るため、建設副産物の情報を一元的に管理するシステムを利用し、より一層の建設副産物のリサイクルを推進するとともに、環境先進県づくりの積極的な取り組みを行う。 ・建設物等の解体 ・新築により発生する特定建設資材(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材)について、分別解体及び再資源化を促進させ、建設資源循環型社会の推進を行う。 | 廃棄物総合対策の推進 |
| 県土整備部 | 管理費 | 放置自動車撤去推進事業費 | 231 | 231 | 道路、河川、海岸、港湾、県営住宅など、県土整備部所管の県有地又は県の管理する土地に放置されている放置自動車等、三重県生活環境の保全に関する条例に基づき撤去を進める。(なお、一部、条例以外の手段により撤去する場合も含む) | 廃棄物総合対策の推進 |
| 県土整備部 | 市町村下水道事業指導監費 | 市町村下水道事業指導監督事務費 | 14,645 | 0 | 市町が実施する公共下水道、都市下水道事業の指導監督(国補助金の交付申請書の審査、額の確定、その他補助金の交付に関する事務)に要する経費遅れている下水道の整備促進を図り下水道普及率の向上を図るために、市町村の単独事業費に対し、助成を行なう必要がある。平成7年度から12年度までの各年度に実施される単独事業費のうち、平成3年度から平成7年度までの平均値を上回る地方債に係る元利償還額から交付措置相当額を除いた額を助成する。なお、平成3年から平成7年度までの下水道標準費相当額に対する超過率が県平均を上回る市町村においては、平成9年度から12年度までの各年度に実施される市町村単独事業費のうち、平成3年度から平成7年度までに実施された単独事業費の平均値に補正値を乗じた額を上回る部分に係る地方債の元利償還額から交付措置相当額を除いた額を助成する。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 下水道事業指費 | 下水道普及率アップ事業費 | 526,544 | 526,544 | 大気・水環境の保全 | |
| 県土整備部 | 流域下水道事業費 | 流域下水道事業特別会費 流域下水道事業特別会補助金 | 1,865,526 | 1,849,771 | 流域下水道事業特別会計の維持管理費用、建設費用、公債費用への繰出金。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 下水道事業指費 | 同和地区公共下水道事業助成金 | 30,486 | 30,486 | 遅れている同和地区の下水道整備の促進を図るために、国の財政上の特別措置が講じられない事業に対し助成を行う必要がある。平成9年度から平成13年度内の実施事業にかかると地方債の元利償還額に対し、市町村の負担額が国の財政上の特別措置と同等となるように助成する。 | 人権が尊重される社会づくり |

| | | | | | | | |
|-------|-----------------|---------------------|------------|--------|-------|---|---------------|
| 県土整備部 | 住環境整備事業費 | 住環境整備事業費補助金 | | 27,517 | 9,178 | 市町が実施する住環境整備事業に対し、補助を行う。 ●負担区分 国1/2県1/4市町1/4 | 人権が尊重される社会づくり |
| 県土整備部 | 道路調査費 | 道路調査費 | 50,000 | 50,000 | 0 | 道路事業の実施計画策定のため、測量、設計、経済効果調査等を実施する。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 国補道路交通調査費 | 国補道路交通調査費 | 40,000 | 26,667 | 0 | 地域の幹線道路網の整備計画を策定する。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 高規格幹線道路建設促進費 | 高規格幹線道路等用地取得対策費(受託) | 97,660 | 0 | 0 | 高速度道路の建設に伴う用地買収等を中日本高速道路株式会社から受託し、当事業の迅速かつ円滑な遂行を図る。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 高規格幹線道路建設促進費 | 高規格幹線道路等用地取得対策費 | 37,110 | 0 | 0 | 高速度道路に関連して新たな整備が必要な砂防施設等の整備を、高速道路の併用に合わせ一体的に実施し、円滑な高速度事業の推進を図る。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 高速道路関連施設整備対策事業費 | 県単公共事業 | 434,000 | 39,000 | 0 | 三重県内で執行される国の直轄道路事業について、道路法等の規定に基づき、その費用の一部を負担する。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 直轄道路事業負担金 | 直轄道路事業負担金 | 12,800,000 | 8,000 | 0 | 市町が実施する国庫補助事業の補助申請から額の確定に至るまでの、国から委任を受けた事務 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 市町村道路事業指導監督費 | 市町村道路事業指導監督費 | 5,434 | 0 | 0 | 県管理道路の道路及び橋梁の改築を県行い、幹線道路網の整備を行う。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 国補道路改築費 | 公共事業 | 3,262,850 | 350 | 0 | 国庫補助事業の対象とならない小規模な道路の改良及び橋梁整備を行う。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 県単道路改築費 | 県単公共事業 | 685,000 | 72,000 | 0 | 国庫補助事業の改良及び橋梁整備を行う。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 県単道路改築費 | 受託事業 | 132,254 | 0 | 0 | 県単道路改築費に係る他団体からの受託事業 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 防衛施設周辺整備費 | 公共事業 | 65,000 | 16,250 | 0 | 防衛施設周辺地域の道路改良 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 道路整備交付金事業費 | 公共事業(社会資本整備総合交付金事業) | 1,187,496 | 3,746 | 0 | 地域の道路ネットワークを形成する県管理道路の整備により、県民生活の利便性等の向上、防災機能を備えた安全な交通を確保する。緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備により、災害時の地域孤立を防止、救助救援、緊急物資輸送手段の確保、生活復興の基盤となる「命の道」の整備を図る。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 道路整備交付金事業費 | 公共事業(防災・安全交付金事業) | 5,765,073 | 5,973 | 0 | 広域的な経済活動等に不可欠な公共施設を集中的に整備することにより、地域の自立及び活性化を支援する。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 地方道路整備(改築)事業費 | 県単公共事業 | 3,860,000 | 3,000 | 0 | 地域が緊急に対応しなければならぬ課題に応じて早急に必要がある幹線道路網他の整備を行う。構想前優先対策を中心に、緊急輸送道路に指定されている県管理道路の整備により、災害時の地域孤立を防止、救助救援、緊急物資輸送手段の確保、生活復興の基盤となる「命の道」の整備を図る。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 港湾調査費 | 港湾調査費 | 19,000 | 14,000 | 0 | 港湾の各種調査及び公有水面埋立申請書作成、並びに海図の補正を行う。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 港湾審議会費 | 港湾審議会費 | 382 | 382 | 0 | 港湾審議会開催に要する経費 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 国補港湾改修費 | 公共事業 | 350,100 | 500 | 0 | 重要港湾、地方港湾の水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の建設改良 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 県単港湾改修費 | 県単公共事業 | 27,000 | 0 | 0 | 国庫補助の对象とされない港湾施設の改修を行う。 | 道路網・港湾整備の推進 |

| | | | | | | |
|-------|-------------------|------------------|-----------|-----------|---|-------------|
| 県土整備部 | 港湾整備事業費 | 港湾整備事業特別会計繰出金 | 75,985 | 75,985 | 港湾整備事業特別会計にかかる公債費用への繰出金 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 公共土木施設維持管理費 | 県単公共事業 | 8,431,600 | 1,440,119 | 【目的】公共土木施設管理者責任の遂行 【内容】県管理の各種公共土木施設(河川・砂防・港湾・海岸・道路)の維持管理に係る積費用→施設の巡回/パトロールから老朽化に伴う劣化修繕への対応実施費用(職務的経費) 【効果】供用中の各種公共土木施設を常時良好な状態に保つことにより、県民の日常生活の安定に寄与し、満足度の維持向上が図られる。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 公共土木施設維持管理費 | 受託事業 | 26,100 | 0 | ・県管理の河川堤防と兼用している市道の除草業務 ・県境を跨ぐトンネル点検業務に伴う隣接県負担分 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 道路台帳整備費 | 道路台帳整備費 | 10,000 | 10,000 | 道路施設及び地方交付税の基礎資料となる道路台帳の整備 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 道路施設管理費 | 道路施設管理費 | 89,608 | 85,078 | 道路照明等の維持管理道路情報の収集及び通行規制道路設備責任保険等への加入財源積算鞍掛トンネルにかかる滋賀県負担金210千円 武平トンネルにかかる滋賀県負担金120千円 高尾トンネルにかかる奈良県負担金3,300千円 新野見坂トンネルにかかる赤電収入600千円 計4,230千円特殊車両通行許可申請にかかると手数料300千円 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 土木施設パトロール費 | 土木施設パトロール事務費 | 1,064 | 1,064 | ・土木施設パトロール員に必要な被服等の消耗品費 ・再任用職員にかかる雇用保険料事業主負担分 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 県単災害防除施設費 | 県単公共事業 | 664,000 | 65,000 | 切土、盛土の法面等危険箇所の整備を行う。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 石油貯蔵施設立地対策等交付金事業費 | 公共事業 | 20,000 | 0 | 石油貯蔵施設に伴う周辺施設(防災道路)の舗装部分の補修を行い、被災時における円滑な消防活動を行うための道路の整備を行う。 ・社会資本整備重点計画を補完し交通の円滑化を図る。 ・切土、盛土の法面等危険箇所の整備を行う。 ・橋梁の耐震及び修繕事業を行う。 ・道路管理上、補修が必要な箇所の舗装整備を行う。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 道路維持交付金事業費 | 公共事業(防災・安全交付金事業) | 1,917,659 | 6,309 | ・目的及び効果 港湾海岸施設の維持管理経費・内容各港の港湾施設の照明灯電気料金・修繕料等 SOLAS条約に伴う港湾施設内での不法行為の防止岸壁荷揚場その他使用料56,723千円地所貸下料129千円 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 港湾管理費 | 港湾管理費 | 29,186 | -27,662 | 港湾の利用状況を明らかにし、港湾の開港利用及び管理に資することを目的とする。 | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 港湾統計調査費 | 港湾統計調査事務費 | 1,844 | 32 | | 道路網・港湾整備の推進 |
| 県土整備部 | 都市計画審議会費 | 都市計画審議会費 | 1,574 | 1,574 | 三重県都市計画審議会開催に要する経費本審議会4回開催 ●根拠法令各都市計画法第77条 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 市町村都市計画事業指導監督費 | 市町村都市計画事業指導監督事務費 | 4,323 | 0 | 市町村都市計画事業の指導監督事務に要する経費 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 基本都市計画決定事業費 | 総合都市交通体系調査費 | 720 | 720 | 総合都市交通計画を検討するため、都市計画法第5条基礎調査の一環として前年度までに実施したパトロール調査の結果を周知及び活用をするために検討を行うとともに、平成27年度以降実施する物資流動調査の方針検討を行います。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 都市計画決定事業費 | 都市計画決定事業費 | 8,715 | 8,715 | 計画的なまちづくりを推進するため、都市計画に関する調査・研究を行い、所要の都市計画を策定する。 ①公聴会等の開催経費 ②都市計画担当官研修会経費 ③地震津波防災まちづくり策定業務 | 快適な住まいまちづくり |

| | | | | | | |
|-------|--------------------|---------------------|-----------|---------|---|-------------|
| 県土整備部 | 復興都市計画清算事業費 | 都市計画土地区画整理事業清算基金積立金 | 478 | 0 | 三重県都市計画土地区画整理事業清算基金の基本運用利子の積立 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 土地区画整理交付金事業費 | 土地区画整理事業費 | 118,293 | 656 | 区画整理事業地内の都市計画道路において、区画整理事業と一体的に整備することにより、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上、又は快適な生活環境の確保を図る。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 県単街路事業費 | 県単公共事業 | 6,000 | 1,000 | 本事業は、補助事業箇所の手援事業として、補助対象とならない取り付け道路など本線に関連する施設の整備を行い、補助事業の円滑な推進を図る。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 県単街路事業費 | 受託事業 | 14,000 | 0 | 街路事業の施行に伴う、電線・水道管等の設置に係る受託事業 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 街路調査費 | 街路調査費 | 1,000 | 1,000 | 街路事業の立上げにあたり、測量、調査、設計を行い、計画決定変更の有無、事業認可図書の作成及び住民への計画発表等を完了し、円滑な事業実施を図る。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | ウオーケータリ―整備事業費 | 県単公共事業 | 10,000 | 1,335 | 県管理街路のうち、利用者の多い駅前道路や公共施設へのアクセス道路等について、電線類の地中化や歩道のグリードアップ等を通宜実施し、快適でゆとりある都市空間を創出する。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 交通結節点周辺パブリック―改修事業費 | 県単公共事業 | 4,000 | 334 | 駅等の交通結節点周辺における道路施設(駅前広場、バス停車帯、駐車施設、主要道路等)について、バリアフリーの観点から必要な施設や改良アップキートを調査すると共に駅と周辺観光などを結ぶ歩道について、段差解消、視覚障害者誘導用ブロック、電線類地中化等の整備を行う。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 国補街路事業費 | 公共事業 | 610,520 | 520 | 公共施設の整備等に関し、又は地域の自然的若しくは社会的特性に即して、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、一定の地域において一体的に行う事業。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 無電柱化推進事業費 | 公共事業 | 364,583 | 750 | 電線類の地中化を図るとともに、道路の地下空間を活用して、光ファイバーや電力線などをまとめて收容するものであり、安全で快適な通行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止などを図る。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 街路整備交付金事業費 | 公共事業 | 1,019,181 | 181 | 公共施設の整備等に関し、又は地域の自然的若しくは社会的特性に即して、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、一定の地域において一体的に行う事業。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 地方道路整備(街路)事業費 | 県単公共事業 | 26,000 | 1,668 | 緊急課題に対処し早急に整備する必要があり、かつ補助事業と一体的に整備することが効果的な道路で、概ね2～3年以内で事業効果が発現できるもの。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 国補公園事業費 | 公共事業 | 97,606 | 406 | 都市公園事業補助事業計画に基づき都市公園を整備し、県民にスポーツと憩いの場を提供する。北勢中央公園及び熊野灘臨海公園の整備を行う。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 県単公園維持管理費 | 県単公共事業 | 255,754 | 253,599 | 県営公園の閉園区域を中心に、安全で快適に利用できるように維持管理を行う。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 都市公園等一体整備促進事業費 | 県単公共事業 | 12,000 | 0 | 県営公園を整備することにより、県民にスポーツや憩いの場を提供する | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 直轄公園事業負担金 | 直轄公園事業負担金 | 160,000 | 0 | 国営公園木曾三川公園において、都市公園法に基づきその設置費用の一部を負担し、愛知、岐阜、三重、三重の住民にスポーツ・レクリエーションの場を提供する。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 都市公園安全対策事業費 | 公共事業 | 181,650 | 1,650 | 県営都市公園施設の長寿命化計画に基づき計画的な施設の修繕・更新を行うことにより、県民に安全で安心に利用できる公園とすることを目的とする。県営都市公園施設の修繕・更新を行う。 | 快適な住まいまちづくり |

| | | | | | | |
|-------|-------------------|-----------------|--------|---------|---|-------------|
| 県土整備部 | 屋外広告物行政費 | 屋外広告物対策費 | 3952 | -37,336 | 景観風致を維持し、公衆に対する危害の防止を図るため、屋外広告物の規制・誘導を行う。 ①屋外広告物の啓蒙、指導、取締り ②屋外広告物審議会の開催 ③非営勤職員による直接雇用(建設事務所で行う違反広告物の監視、指導、その他許可台帳等書類整理業務) ●財源区分 屋外広告物許可申請手数料40,008千円 屋外広告物登録手数料980千円 | 快速な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 美しい景観づくり推進事業費 | みえの景観づくり推進事業費 | 1,886 | 1,886 | 県民や事業者、行政職員の良好な景観づくりへの意識高揚を図るとともに、市町が行う景観施策の実現のための支援を行う。 | 快速な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 美しい景観づくり推進事業費 | みえの眺望景観等保全創出事業費 | 1,136 | 1,136 | 世界遺産熊野川の周辺地域及び東紀州地域における眺望点から見える範囲を世界遺産のある地域に相応しい景観となるよう保全を図り、観光振興等を図る。 | 快速な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | まちづくり協働支援事業費 | まちづくり協働支援事業費 | 442 | 442 | 道路整備や河川整備など、果が実施する社会資本整備において、住民参加のためのカイロライズに基づき、事業の構想、計画、実施、維持管理の各段階において、住民との情報共有、対話、協働の取組を実施する。そのため、社会資本整備における県民との協働にかかわる各種研究や普及啓蒙、住民参加の実践に対する支援を行う。更に、地域主体のみちづくり活動を支援していくことにより、住民満足度の高い社会資本整備につなげていく。 | 快速な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 景観まちづくりプロジェクト外事業費 | 県単公共事業 | 36,000 | 1,000 | 地域固有の風景や歴史的魅力を向上する「美しい景観で地域の魅力を向上する『街道文化』」に着目し、三重県内の街道を軸とした地域において、地域住民と市町が協働でみえの文化力を活かした「住んで良し、訪れて良し」の景観まちづくりをすすめるなかで、まちの骨格を構成する道路や河川等の果有施設における修景整備等のハード施策として長期に配慮した公共事業を実施します。 | 快速な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 熊野古道道路景観整備事業費 | 県単公共事業 | 3,000 | 1,000 | 熊野川左岸の県道及び熊野古道と県管理道路が重複している区間について、世界遺産を有する地域に相応しい景観になるよう道路施設の修景を行い、観光振興等につなげる。 | 快速な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 建築基準法施行費 | 建築基準法市町交付金 | 609 | 0 | 建築確認申請書及び許可申請書の市町を経由事務(窓口業務)に対する交付金。 ●財源積算 建築確認申請手数料609千円 | 快速な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 建築基準法施行費 | 建築基準法施行事務費 | 19,224 | -29,259 | 建築基準法の施行に必要な経費構造計算書偽造問題への対応に要する経費。 ●財源積算 建築確認関係手数料50,269千円うち48,483千円分充当 (通常分46,197千円、適判分2,286千円) | 快速な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 建築基準法施行費 | 指定道路図等作成調査事業費 | 6,800 | 0 | 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令に基づき建築基準法第42条第2項の道路など指定した路線毎の道路の位置・種類を明示した台帳(指定道路図、指定道路調書)の作成、整備を委託する。 ●財源区分 建築確認関係手数料3,400千円 建築確認関係手数料3,400千円 社会資本整備総合交付金3,400千円 | 快速な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 建築士法施行費 | 建築士法施行事務費 | 426 | 426 | 建築士審査会の運営等に必要経費 | 快速な住まいまちづくり |

| | | | | | | |
|-------|-----------------|--------------------|---------|----------|--|-----------------|
| 県土整備部 | 宅地建物取引業 法施行費 | 宅地建物取引業法施行 事務費 | 4,383 | -10,770 | 1宅地建物取引業の免許業務 2宅地建物取引主任者の登録業務 3宅地建物取引業に係る苦情処理 4不動産関係機関連絡会議 5宅地建物取引にかかわる注意事項の啓 発 ●財源積算 ●取引主任者証交付申請手数料4,333千 円 ●取引主任者証登録申請手数料6,919千 円 ●取引主任者証登録移転手数料40千円 ●宅地建物取引申請手数料3,861千円 ●宅地建物取引申請手数料3,861千円 | 快速な住まいまち づくり |
| 県土整備部 | 開発管理費 | 開発管理事務費 | 1,236 | -17,558 | 都市計画法等の法令に基づく規制によ り、都市の計画的市街地化を図り、また 公施設の整備された、かつ安全な宅 地造成を求め、一定水準を保った宅地 供給によりまちづくりに寄与する。 ●財源積算 ●開発行為許可申請手数料20,134千円 ●宅地開発確認申請手数料389千円 ●宅地開発確認申請手数料389千円 ●宅地開発確認申請手数料389千円 ●宅地開発確認申請手数料389千円 ●宅地開発確認申請手数料389千円 | 快速な住まいまち づくり |
| 県土整備部 | 開発管理費 | 開発管理システム電算 関係経費 | 1,734 | 0 | 三重県における民間開発計画を、健全 な都市環境の整備と維持及び安全な宅 地供給を図る目的に整合させるため、 開発確認可事務を統合する電算システ ムを構築し、適正な管理を行うことで事 務の効率化・省力化を進め、県民サー ビスの向上を図る。 ●財源積算 ●開発行為許可申請手数料 20,134千円 ●宅地開発確認申請手数料389千円 ●宅地開発確認申請手数料389千円 | 快速な住まいまち づくり |
| 県土整備部 | 市町建築指導監 督費 | 市町建築指導監督事務 費 | 150 | 0 | 建築基準法に基づく施行者(市町)に対 する指導監督、報告書の提出及び実地 検査 ●財源積算 ●社会資本整備総合交付金150千円 ●建築物の実態を調査し、住民等に関す る行政資料を得るため国土交通省から 委託された統計調査。 ●負担区分国10/10 ●財源区分建物統計調査委託金883千 円 | 快速な住まいまち づくり |
| 県土整備部 | 建物統計調査費 | 建物統計調査事務費 | 883 | 0 | 独立行政法人住宅金融支援機構から 委託を受け、独立行政法人住宅金融支 援機構の融資を受けて建設した災害復 興建築物又は被災建築物について、建 築基準法その他の建築関係法令に基 づくしているか審査を行う。 ●負担及び財源区分 ●土間係受託事業収入150千円 ●住宅金融支援機構10/10 | 快速な住まいまち づくり |
| 県土整備部 | 住宅金融支援機 構費 | 住宅金融支援機構事務 費 | 150 | 0 | 独立行政法人住宅金融支援機構から 委託を受け、独立行政法人住宅金融支 援機構の融資を受けて建設した災害復 興建築物又は被災建築物について、建 築基準法その他の建築関係法令に基 づくしているか審査を行う。 ●負担及び財源区分 ●土間係受託事業収入150千円 ●住宅金融支援機構10/10 | 快速な住まいまち づくり |
| 県土整備部 | 低炭素化促進法 施行費 | 低炭素化促進法施 行事務費 | 230 | 140 | 低炭素建築物新築等計画認定等の施 行に必要な経費 ●財源積算 ●低炭素建築物新築等計画認定申請手 数料90千円 | 快速な住まいまち づくり |
| 県土整備部 | 公営住宅管理費 | 公営住宅管理事務費 | 627,348 | -146,575 | 公営住宅法等の規定により、県が建設 した公営住宅・特定公共賃貸住宅及び 共同施設の維持管理に必要な経費 ●財源積算・使用料及び手数料 757,009千円 ●公営住宅使用料731,588千円 ●土地使用料25,421千円 ●諸収入16,914千円 | 快速な住まいまち づくり |
| 県土整備部 | 市町住宅事業指 導監督費 | 市町住宅事業指導監督 事務費 | 2,200 | 0 | 公営住宅法等に基づく施行者(市町)に 対する指導監督、報告書の提出及び実 地検査 ●財源積算 ●地域住宅計画に基づく事業指導監督事 務費285千円 ●住宅・建築物安全ネット形成事業指導 監督事務費1,915千円 | 快速な住まいまち づくり |

| | | | | | | |
|-------|---------------------|----------------------|---------|--------|--|-------------|
| 県土整備部 | 特定優良賃貸住宅供給促進事業費 | 特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金 | 93 | 93 | 優良住宅の供給と既存住宅の居住水準の向上を図るためには、居住水準未達の割合の特に高い民間賃貸住宅について対策を講じる必要がある。そこで、市街地内の民間所有土地を活用した優良な賃貸住宅(特定優良賃貸住宅)の供給を促進するため、平成6年度に県補助制度を創設したところであり、引き続き今年度も民間事業者に対し、関係市を通じ、国庫補助と連動して県補助(家賃補助)を行う。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 住まい安心支援事業費 | 住情報・相談体制ネットプロジェクト事業費 | 1,550 | 776 | 住宅についての情報提供・共有化を行う事業であり、地域の専門家をアドバイザー等として養成するとともに、情報提供手段としてのパンフレットの印刷等を行う。 ①障害・バリアフリー分野(継続事業) ②被災者住宅支援体制緊急構築事業(復旧・復興分野・新規細々事業) 上記取組を特に住宅復旧・復興分野で行うものである。東日本大震災や紀伊半島大水害等で住宅復興の課題が顕在化している。災害からの住宅復興が短期・円滑に行えるよう、これらの課題を検討し、対策について事例集・手引化等して、市町職員・地域の専門家間で情報共有を図る。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 住まい安心支援事業費 | 長期優良住宅費 | 285 | -3,574 | 長期優良住宅建築等計画の認定に必要な経費 ●財源積算 ●長期優良住宅建築等計画認定手数料 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業費 | 被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業費 | 600 | 600 | ●目的平成23年9月の台風12号で県内に甚大な被害が発生したため、住宅の再建・補修に要する経費の一部を県が補助し、被災者の生活安定に資することを目的とする。 ●制度概要独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資J及びその他の金融機関からの借入金(住宅の建設・購入の場合、耐火・準耐火1,480万円、木造1,400万円、住宅の補修の場合、耐火・準耐火640万円、木造590万円を限度とする。)を対象に利子(借入日における機構の災害復興住宅融資の貸付利率を限度とする)の3分の2に相当する額を補助する。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 三重県居住支援連絡協議会事業費 | 三重県居住支援連絡協議会事業費 | 2,753 | 0 | あんしん賃貸支援事業(居住支援協議会が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に係る活動)の支援に関する事業)にかかるとる経費 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 住生活総合調査費 | 住生活総合調査費 | 1,809 | 905 | 住生活基本法(平成18年6月制定)に基づき策定された住生活基本計画等の基礎資料を得るために国土交通省が実施した全国的な実態調査にもとづいて本県分のアンケート集計・分析を行い調査報告書を作成し、5年ごとに見直される「三重県住生活基本計画」や「みえ県民カレッジ」等の県レベル計画の基礎資料とする。H25調査実施(H25.12.1付け)対象1330世帯H26調査により得られたデータを加工・分析し、調査報告書を作成する。 ●財源区分 H25国庫委託金H26社会资本整備総合交付金 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 公営住宅建設費 | 公共事業 | 200,992 | 67,000 | ・既存県営住宅の外壁改修、屋上防水工事等を行うことにより、施設の長寿命化を図る。 ・高齢者向け住戸への改修を行うことにより、安全で安心な住環境の整備を図る。 | 快適な住まいまちづくり |
| 県土整備部 | 管理費 | 公共事業電子調達システム事業費 | 19,793 | 17,887 | CALS/ECの実現のため、公共事業電子調達システムを運用管理する。 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 管理費 | 公共工事進行管理システム事業費 | 8,630 | 0 | ・CALS/EC実現のため電子調達、設計積算、統合DB、GIS、財務、電子決裁などのシステムと連携可能な新公共工事進行管理システムを維持運用管理する。 | 公共事業推進の支援 |

| | | | | | | | |
|-------|-----------------|-------------------|-----------|---------|--|---|-----------|
| 県土整備部 | 管理費 | CALS/EC推進事業費 | 141 | 141 | | 公共事業におけるIT化の推進(CALS/EC)を図るため、市町及び受注者へ向けた普及・啓発が必要であることから研修会を開催する。また、職員のコALS/ECに対する知見・技能を習得させるための職員研修を行う。 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 管理費 | 公共事業支援統合情報システム事業費 | 9,806 | 8,419 | | 公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)は公共事業における情報の電子化(電子納品等)を進め、公共事業情報の電子的な一括管理を行い、事業の効率化、簡素化及びコスト削減を目的とする。公共事業情報統合システムはCALS/ECの中核に位置するシステムであり、平成24年度より5年間の継続運用を図っているCAD、電子納品支援ソフトは電子納品の推進に不可欠なソフトウェアであり継続保守を行う。 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 管理費 | 公共工事設計積算システム事業費 | 48,428 | 0 | | 公共工事設計積算システムの運用管理と委託業務経費の計算方法改定に伴うシステム改修を行う。 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 管理費 | 設計単価等調査費 | 8,508 | 0 | | 公共土木工事の予定単価算出に用いる労務単価、資材単価の集約価格調査を実施する。 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 管理費 | 管理事務費 | 452,697 | 440,500 | | 県土整備部内の共通経費県土整備部業務補助職員の賃金、社会保険料等政務開発経費 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 管理費 | 公共工事総合評価港札方式適用費 | 3,289 | 2,672 | | 三重県公共工事等総合評価意見聴取会は、三重県及び県内の市町が発注する工事並びに調査・設計等業務を総合評価方式で行おうとするとき、地方自治法施行令第167条の1002号4項に基づいて、学識経験者等の意見を円滑かつ効果的に聴取するための会である。この意見聴取会の運営、議事録の作成等とともに、入札制度の検証業務の委託を行う。 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 関係団体補助及び交付金 | 関係団体補助及び交付金 | 2,924 | 2,924 | | 県土整備部関係各団体への負担金 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 公共用地取得対策費 | 公共用地取得対策費 | 400,823 | 400,823 | | 土地開発公社に対する各建設事務所への用地取得事業委託 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 登記対策費 | 登記対策事務費 | 19,006 | 19,006 | | 登記嘱託員の報酬過年度に行った登記の訂正のための測量登記事務過年度用地買収業務に係る法的処理の相談 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 登記対策費 | 未登記処理対策事業費 | 1,624 | 1,624 | | 登記されていない県道用地(取得状況が判明しない道路敷地)の測量、登記にかかわる事務県道未登記に係る不動産時効取得訴訟における弁護士費用 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 登記対策費 | 未登記対策推進事業費 | 10,321 | 10,321 | | 過年度未登記土地解消のための調査、測量登記事務、研修過年度未登記処理業務にかかわる法的処理(時効取得自治体所有地の共有名義の名義変更等)の相談 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 公有財産管理費 | 公有財産管理事務費 | 2,057 | -2,445 | | 道路の新設改良、河川改修または海岸堤防の新設により発生した勝道・勝川・陸奥数等の普通財産の管理/処分及び国土交通省所管法廷外財産の適正な管理 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 公有財産管理費 | 公有財産管理関係事務費 | 81,007 | 81,007 | | 目的財産の管理等にかける管理嘱託員の人件費 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 公有地拡大推進法施行費 | 公有地拡大推進法施行事務費 | 32 | 32 | | 公有地の拡大の推進に関する法律第2章にかかわる都市計画区域内の土地及び都市計画施設の区域内の土地の先買いに関する事務(届出、申出)を処理する | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 土地収用法事業認定費 | 土地収用法事業認定事務費 | 339 | -135 | | 市町等が公共の利益となる事業に必要な土地を、土地収用法に基づいて用地取得をするために行う事業認定申請(知事認定)に対して、同法第20条に基づき事業認定を行う | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 公共事業用地先行取得資金貸付金 | 公共事業用地先行取得資金貸付金 | 3,500,000 | 0 | | 土地開発公社に対する各建設事務所への用地取得事業委託 | 公共事業推進の支援 |

| | | | | | | |
|-------|---------------|-------------------|-----------|-----------|---|-----------|
| 県土整備部 | 公共事業評価システム事業費 | 公共事業評価システム事業費 | 5,453 | 5,441 | 公共事業の効率性と実施過程の透明性の向上を図るため、事前・事中・事後の各評価システムによる一体的に機能した評価サイクルとして公共事業評価制度を構築している 1. 事前評価公共事業評価システムを適用し、次年度当初予算編成時の優先度を決定している。三重県公共事業評価審査委員会を設置し、公共事業の再評価・事後評価を行うことで効率的な事業の推進を図っている。 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 建設統計調査費 | 建設統計調査事務費 | 989 | 0 | 建設工事及び建設業の実態調査統計 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 建設業指導監督費 | 建設業指導監督事務費 | 60,356 | -64,859 | ・建設業法に基づく許可、経営事項審査事務 ・三重県建設工務紛争審査会にかかる事務 ・その他建設業法の施行にかかる事務 ・浄化槽法に基づく工事業者の登録 ・公共工事の入札 ・契約の指導 ・建設業異業種連輪換促進に係る建設業経営多角化支援 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 建設業指導監督費 | 公共工事発注支援システム推進事業費 | 2,652 | 2,447 | 公共工事の入札・契約制度についてより一層透明性、競争性の確保が重要な課題となっており、各建設企業の技術的適性等を総合評価する目的で、財団法人日本建設情報総合センター（公共工事の実績、測量調査設計業務実績）と財団法人建設業技術者センター（企業情報・技術者専任確認結果）がデータベースを構築し、情報提供している。本県においてもこのシステムを導入し、使用している。 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 営繕費 | 営繕事務費 | 4,194 | 4,194 | 営繕工事の設計単価等の管理や、技術・知識の向上研修を行い、県有施設の各種営繕工事を効率的・効果的に実施するとともに、各県有施設管理者に對し的確な技術支援を行うことにより、県有施設の適正な維持管理に際与する。また、ISO9001に基づく品質マネジメントシステムを自主運用することにより、高品質で透明性の高い公共調達を実現する。 | 公共事業推進の支援 |
| 県土整備部 | 管理費 | 人件費 | 5,574,438 | 5,551,397 | 県土整備部職員の人件費 | 人件費 |
| 県土整備部 | 宮川堰堤管理費 | 人件費 | 69,956 | 25,394 | ・宮川ダム維持管理・上記に係る県土整備部職員の人件費 ●負担区分 財源積算県(治水)36.3%企業庁(利水)63.7% | 人件費 |
| 県土整備部 | 宮ヶ野堰堤管理費 | 人件費 | 63,405 | 49,202 | ・宮ヶ野ダムの維持管理・上記にかかる県土整備部職員の人件費 ●負担区分 財源積算県(治水)77.6%企業庁(利水)22.4% | 人件費 |
| 県土整備部 | 滝川ダム管理費 | 人件費 | 4,848 | 4,790 | ・滝川ダムの維持管理・上記にかかる県土整備部職員の人件費 ●負担区分 財源積算県(治水)98.8%伊賀市(利水)1.2% | 人件費 |
| 県土整備部 | 土木施設パトロール費 | 人件費 | 943,796 | 393,796 | 土木施設のパトロール、軽微な維持補修にかかる県土整備部職員の人件費 | 人件費 |
| 県土整備部 | 管理費 | 交際費 | 200 | 200 | 県土整備部長がその職務を遂行するうえで、必要とする慶弔費、催事参加のための経費 | その他 |

| | | | | | | |
|-------|-----------------------|---------------------|-----------|---|---|-------------|
| 県土整備部 | 管理費 | 管理費 | 17,619 | 0 | 港灣理め立て事業により取得した港灣施設及び施設用地の管理に要する経費 | 道路網・港灣整備の推進 |
| 県土整備部 | 公債費 | 県債償還金 | 108,104 | 0 | 港灣整備事業充当県債の償還 | 公債費 |
| 県土整備部 | 公債費 | 県債償還金利子 | 28,829 | 0 | 港灣整備事業充当県債の償還 | 公債費 |
| 県土整備部 | 北勢沿岸流域下水道(北部)管理費 | 北勢沿岸流域下水道(北部)管理費 | 1,530,428 | 0 | 昭和62年度に一部供用開始した北勢沿岸流域下水道(北部処理区)の維持管理に係る経費 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 総務管理費 | 一般管理費 | 9,697 | 0 | ①下水道にかかると事務的経費 ②関連市町調整 ③普及啓発 ④国土交通省等との調整 ⑤下水道事務新事務的経費 ⑥固定資産台帳システムの運用保守を行う。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 総務管理費 | 資産管理等調査費 | 420 | 0 | 平成7年度に一部供用開始した北勢沿岸流域下水道(南部処理区)の維持管理に係る経費 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 北勢沿岸流域下水道(南部)管理費 | 北勢沿岸流域下水道(南部)管理費 | 845,888 | 0 | 平成5年度に一部供用開始した中勢沿岸流域下水道(豊出川左岸処理区)の維持管理に係る経費 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 中勢沿岸流域下水道(豊出川左岸)管理費 | 中勢沿岸流域下水道(豊出川左岸)管理費 | 679,269 | 0 | 平成10年度に一部供用開始した中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)の維持管理に係る経費 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 中勢沿岸流域下水道(松阪)管理費 | 中勢沿岸流域下水道(松阪)管理費 | 747,741 | 0 | 平成18年度に一部供用開始した宮川流域下水道(宮川処理区)の維持管理に係る経費 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 宮川流域下水道(宮川)管理費 | 宮川流域下水道(宮川)管理費 | 615,266 | 0 | 下水道の整備は生活環境の改善、公用水域の水質保全に貢献し、良好な水環境を創出する。下水道施設の耐震化・耐水化を図り、最低限の機能を確保できる対策を推進する。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 国補北勢沿岸流域下水道(北部)建設費 | 公共事業 | 670,145 | 0 | 国補事業に付随する国補対象外の事業、及び補助事業の円滑化を図るために必要な事業を実施する。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 県単北勢沿岸流域下水道(北部)建設費 | 県単公共事業 | 28,050 | 0 | 下水道の整備は生活環境の改善、公用水域の水質保全に貢献し、良好な水環境を創出する。下水道施設の耐震化・耐水化を図り、最低限の機能を確保できる対策を推進する。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 国補北勢沿岸流域下水道(南部)建設費 | 公共事業 | 1,030,073 | 0 | 下水道の整備は生活環境の改善、公用水域の水質保全に貢献し、良好な水環境を創出する。下水道施設の耐震化・耐水化を図り、最低限の機能を確保できる対策を推進する。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 国補北勢沿岸流域下水道(南部)建設費 | 受託事業 | 10,000 | 0 | 国補事業に付随する国補対象外の事業、及び補助事業の円滑化を図るために必要な事業を実施する。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 県単北勢沿岸流域下水道(南部)建設費 | 県単公共事業 | 44,600 | 0 | 下水道の整備は生活環境の改善、公用水域の水質保全に貢献し、良好な水環境を創出する。下水道施設の耐震化・耐水化を図り、最低限の機能を確保できる対策を推進する。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 国補中勢沿岸流域下水道(志登茂川)建設費 | 公共事業 | 2,050,201 | 0 | 国補事業に付随する国補対象外の事業、及び補助事業の円滑化を図るために必要な事業を実施する。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 県単中勢沿岸流域下水道(志登茂川)建設費 | 県単公共事業 | 2,120 | 0 | 下水道の整備は生活環境の改善、公用水域の水質保全に貢献し、良好な水環境を創出する。下水道施設の耐震化・耐水化を図り、最低限の機能を確保できる対策を推進する。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 国補中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸)建設費 | 公共事業 | 56,162 | 0 | 国補事業に付随する国補対象外の事業、及び補助事業の円滑化を図るために必要な事業を実施する。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 県単中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸)建設費 | 県単公共事業 | 7,100 | 0 | 下水道の整備は生活環境の改善、公用水域の水質保全に貢献し、良好な水環境を創出する。下水道施設の耐震化・耐水化を図り、最低限の機能を確保できる対策を推進する。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 国補中勢沿岸流域下水道(松阪)建設費 | 公共事業 | 340,745 | 0 | 国補事業に付随する国補対象外の事業、及び補助事業の円滑化を図るために必要な事業を実施する。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 県単中勢沿岸流域下水道(松阪)建設費 | 県単公共事業 | 41,875 | 0 | 下水道の整備は生活環境の改善、公用水域の水質保全に貢献し、良好な水環境を創出する。下水道施設の耐震化・耐水化を図り、最低限の機能を確保できる対策を推進する。 | 大気・水環境の保全 |

| | | | | | | | |
|-------|------------------|---------------------|-----------|--|---|--|-----------|
| 県土整備部 | 国補宮川流域下水道(宮川)建設費 | 公共事業 | 202,681 | | 0 | 下水道の整備は生活環境の改善、公共用水域の水質保全に貢献し、良好な水環境を創出する。下水道施設の耐震化・耐水化を図り、最低限の機能を確保できる対策を推進する。国補対象外の事業、及び補助事業の円滑化を図るために必要な事業を実施する。講習会・研修会の開催。下水道の普及をPRし、事業の推進を図る。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 県単宮川流域下水道(宮川)建設費 | 県単公共事業 | 8,100 | | 0 | 国補事業に付随する国補対象外の事業、及び補助事業の円滑化を図るために必要な事業を実施する。講習会・研修会の開催。下水道の普及をPRし、事業の推進を図る。 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 流域下水道推進費 | 流域下水道推進負担金 | 1,438 | | 0 | 国補事業に付随する国補対象外の事業及び補助事業の円滑化を図るために必要な事業を実施する。(財)三重県下水道公社派遣職員及び流域下水道施設保全業務担当者の人件費 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 下水道対策費 | 流域下水道関連公共施設等整備事業負担金 | 13,281 | | 0 | 国補事業に付随する国補対象外の事業及び補助事業の円滑化を図るために必要な事業を実施する。(財)三重県下水道公社派遣職員及び流域下水道施設保全業務担当者の人件費 | 大気・水環境の保全 |
| 県土整備部 | 総務管理費 | 人件費 | 56,182 | | 0 | 流域下水道施設保全業務担当者の人件費 | 人件費 |
| 県土整備部 | 公債費 | 県債償還金 | 2,433,759 | | 0 | 下水道事業に係る起債の元金償還金。 | 公債費 |
| 県土整備部 | 公債費 | 県債償還金利子 | 966,680 | | 0 | 下水道事業に係る起債の利子償還金 | 公債費 |